

令和8年度大型展示会への県ブース出展等支援事業実施要領

1 事業の趣旨・目的

県では、国内外の大都市で開催される大型展示会への愛媛県ブースの出展や大手企業との個別商談会の開催等により、東予に集積する製造業をはじめとする、県内のものづくり企業の優れた技術力や商品力等をアピールするなど、愛媛のものづくり企業の知名度向上を図るとともに、今後成長が見込まれる脱炭素等の分野を中心に、積極的に販路拡大に取り組む県内企業を支援するため、「令和8年度大型展示会への県ブース出展等支援事業」（以下「出展事業」という。）を実施する。

2 委託実施団体

出展事業を通じて、継続的に県内中小企業の高度化や育成支援を行うため、大型展示会へのブース出展支援や個別商談会開催の実績を有し、かつ幅広い知識と情報を保有する県内の産業支援機関(※)へ委託し実施することとする。

※ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する中小企業団体及び中小企業団体中央会、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく商工会議所若しくは商工会議所の連合会又は商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会若しくは商工会の連合会、株式会社又は中小企業の経営革新等の支援において実績を有する一般社団法人等をいう。

3 委託事業の内容

・大型展示会への出展

- (1) 機械要素技術展（関東、令和8年7月）、高機能素材WEEK（関東、令和8年9月）ネプコンジャパン（関東、令和9年2月）、建築・建材展（関東、令和9年3月）等の4展示会への出展を希望する愛媛のものづくり企業の募集、選考

※状況を見て、類似の展示会への振替出展を認める。

- (2) 出展に関する業務支援の実施

- (3) 出展アドバイザーによる出展・商談支援及びフォローアップ等の実施

- (4) その他、出展支援に資する活動

・個別商談会の開催

- (1) 大手企業との個別商談会を実施

- (2) 大手企業と県内ものづくり企業のマッチングアレンジ

- (3) 県と連携した商談後のフォローアップ

- (4) その他、販路開拓支援に資する活動

・コーディネート支援

- (1) 今後成長が見込まれる分野（脱炭素や建築等）を中心に県内ものづくり企業の優れた技術や製品の強み（シーズ）を把握し、各分野に応じたシーズの磨き上げや首都圏等におけるニーズ発掘を実施

- (2) 必要に応じてシーズの磨き上げ

- (3) 大型展示会への出展や大手企業との個別商談を通じた販路拡大支援

・セミナー開催

- (1) 今後成長が見込まれる分野への参入に向けた機運醸成や、把握や分析が進んだ各企業のシーズとのマッチングを進めるため、各分野に精通した専門家を講師とするセミナーを開催

4 留意事項

- (1) 県や産業支援機関が実施する他の事業と連携し、効果的な事業執行に努めること。
- (2) 事業実施については、愛媛県経済労働部産業雇用局産業政策課と連携しながら実施すること。
- (3) 大型展示会への出展企業について、県内企業に幅広く出展の機会を与えるため、同一企業の同一展示会への3年連続の出展及び同一年度内の複数回の出展は原則禁止する。
- (4) 大型展示会への出展企業から出展料として、各社10万円程度を負担させること。
- (5) 出展アドバイザー等、コーディネートを実施する者は、本事業の趣旨に賛同し、積極的に活動できる産業支援機関コーディネーター等経験者、研究機関技術者、企業OBなど、参加企業の商談支援に貢献できる者を登録して設置すること。ただし登録、変更は、あらかじめ県の承諾を得るものとする。
- (6) 参加企業の商談実績等の経過把握を実施すること。
- (7) 本事業は、令和8年度愛媛県一般会計予算の可決を条件として実施する。本事業が実施されない場合、企画提案者はそれまでに発生した一切の費用を請求することはできない。

5 事業に要する経費

本事業に要する経費は概ね次の区分に基づいて処理するものとする。

経費区分		内容・留意事項
事業費	謝金	出展アドバイザー等に対する謝金
	旅費	出展アドバイザー等と本事業の担当者の移動に要する経費。
	出展料	出展料及び装飾費用等に要する経費。
	需用費	印刷経費等に要する経費。
	委託料	設営経費等に要する経費。
	その他経費	本事業の実施上必要と県が認める経費。 委託契約書に基づく計画承認をもって認める。
一般管理費		事業費の10%以内であること。
消費税及び地方消費税		税率10%